

公立大学法人山口県立大学 公益通報制度について

令和5年4月 法人経営部 法人管理部門

教職員等から業務従事に係る法令等の違反行為の通報を受け付ける体制を整備することにより、法人における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図ることを目的に、令和2年4月1日から「公立大学法人山口県立大学公益通報者保護規程」を施行しています。

1 公益通報を行うことができる者

- 教職員等（非常勤職員等を含む）
- 退職者（退職後1年以内）
- 派遣労働者で、法人において業務に従事する者（退職後1年以内）
- 契約に基づいて業務等を行う場合における当該業務等に従事する者（退任後又は退職後1年以内）

2 公益通報の対象

- 教職員等の法令等や諸規程等（法人の内部規程等を含む）に違反している行為
- 教職員等の法令等や諸規程等（法人の内部規程等を含む）に違反するおそれがある行為

3 関係資料

- 公立大学法人山口県立大学公益通報者保護規程
- 公立大学法人山口県立大学 公益通報フロー図

【 公益通報・相談内部窓口 】

法人経営部 法人管理部門（A館1階）

住 所：〒753-8502 山口市桜島3丁目2-1

TEL：(083) 928-5467 FAX：(083) 928-3464

E-mail：koueki-tuuhou@office.yamaguchi-pu.ac.jp

【 公益通報・相談外部窓口 】

弁護士法人末永法律事務所 弁護士 末永 久大

住 所：〒753-0048 山口市駅通り2-3-18 法曹ビル4F

TEL：(083) 922-0415